

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業Q & A

R7.7.28

■ 研修体制の構築

Q 1 外部の団体が主催する研修に参加させるための参加料や旅費等は対象となるか

A 対象です。

Q 2 オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることができるか。

A 補助対象とすることは可能ですが、価格が単価50万円以上の機械等の財産については、一定期間が経過するまで他の目的での使用等はできません。

Q 3 複数の補助対象者が共催で実施する研修等の補助対象経費の考え方を知りたい

A 共催する事業者それぞれからの申請が必要となるため、補助対象経費についても事業者ごとに積算する必要があります。

ただし、補助対象経費の重複は認められないので、必要に応じて按分等してください。実施後の実績報告書等への添付書類（領収書等）の取り扱いについては申請時に窓口でご確認願います。

Q 4 交付申請の前に実施した研修に要する経費は対象となるか

A 市の交付決定を受ける前の経費については補助対象経費とは認められないため早めの交付申請をお願いします。

■ 介護人材・利用者確保のための広報活動

Q 1 求人誌等に人材募集等の有料広告を掲載する経費は対象となるか

A 対象です。

Q 2 作成済のホームページの運用管理に要する経費は対象となるか

A 対象となりません。

Q 3 人材派遣や人材紹介サービスを利用した場合に支払う手数料等は対象となるか

A 対象となりません。

Q 4 交付申請の前に実施した広報活動に要する経費は対象となるか

A 市の交付決定を受ける前の経費については、補助対象経費とは認められないため早めの交付申請をお願いします。

■ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

Q 1 同行支援の対象者がいる場合、市の交付決定前に同行支援を開始して良いのか

A 補助対象の同行支援を開始する場合は、別記第1号様式の支援計画書の事前提出が必要となり、同行支援終了後に別記第8号様式交付申請書兼実績報告書を提出いただきます。

Q 2 交付要綱の別記第1号様式の対象区分で、「訪問介護等のサービスに従事した期間が1年未満」、「従事する頻度が低い、長期間にわたり従事していない」のほか「その他」とあるが、「その他」の区分と認められるのはどのような場合が想定されるのか

A 対象区分「その他」については、個別の状況を踏まえて判断する必要があり一律に示すことは難しいため、特段の事情があり同行支援が必要と考えられる場合は、担当課まで問い合わせさせていただきたい。

問い合わせ先 函館市保健福祉部地域福祉課

電 話 0138-21-3289

e-mail kaigo-jinzai@city.hakodate.hokkaido.jp